

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

○建築基準法による道路の指定の取消し……………

…（都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第二課）…

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書等……………

…（環境局総務部環境政策課）…

○指定障害福祉サービス事業者の廃止……………

…（福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課）…

### 告示（選）

○東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………

…

○東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………

…

○東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………

### 公 告

## 告 示

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………  
…（産業労働局商工部地域産業振興課）…  
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出（二件）……………  
…（同）…

### 東京都告示第千四百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。）第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和四年八月八日

東京都多摩建築指導事務局長

### 名 取 申 明

| 取消しに係る道路の種類       | 取消年月日      | 取消しに係る道路の位置                                 | 取消しに係る道路の延長及び幅員（単位メートル） |
|-------------------|------------|---|-------------------------|
| 法第四十二条第二項の規定による道路 | 令和四年八月二十八日 | 東村山市諏訪町二丁目三番一の一部、同番一地先並びに四番一、同番六及び同番四十九の各一部 | 延長 二四・〇四<br>幅員 四・〇〇     |

### 東京都告示第千四百四十七号

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号。以下「条例」という。）第五十八条第一項の規定に基づき、羽田空港アクセス線（仮称）整備事業について、

環境影響評価書及びその概要の提出があったので、条例第五十九条第一項の規定により、次のとおり告示する。  
令和四年八月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

東日本旅客鉄道株式会社

代表取締役社長 深澤 祐二

渋谷区代々木二丁目二番二号

二 対象事業の名称及び種類

羽田空港アクセス線（仮称）整備事業

鉄道の建設、鉄道の改良

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、東海道線田町駅付近から、大井ふ頭にある東京貨物ターミナルを経て、羽田空港内の新駅に至る延長約十二・四キロメートルの路線を整備する計画である。

四 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、騒音・振動、土壌汚染、地盤、水循環、景観、史跡・文化財及び廃棄物について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

五 評価書の縦覧

（一）期間

令和四年八月八日から同月二十二日まで。ただし、

日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く。

（二）時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

- ア 港区環境リサイクル支援部環境課  
港区芝公園一丁目五番二十五号
- イ 品川区都市環境部環境課  
品川区広町二丁目一番三十六号
- ウ 大田区環境清掃部環境計画課  
大田区蒲田五丁目十三番十四号 八階二十二番窓
- エ 東京都環境局総務部環境政策課  
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階
- オ 東京都多摩環境事務所管理課  
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎三階

別記 (原文のまま記載)  
環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した予測・評価項目について現況調査を実施し、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予測・評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結論は、表1に示すとおりである。

表1(1) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 予測・評価項目 | 評価の結論  |
|---------|--|
| 騒音・振動   | <p>(1) 工事の施行中</p> <p>ア 建設機械の稼働に伴う建設作業騒音<br/>建設機械の稼働に伴う建設作業騒音の敷地境界上の予測地点における予測結果は、67dB～80dBであり、評価の指標である騒音規制法(昭和43年法律第38号)に基づく規制基準又は都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年都条例第215号)(以下「環境確保条例」という。)における基準値(85dB又は80dB)を満足する。</p> <p>イ 建設機械の稼働に伴う建設作業振動<br/>建設機械の稼働に伴う建設作業振動の敷地境界上の予測地点における予測結果は、61dB～70dBであり、評価の指標である振動規制法(昭和51年法律第64号)に基づく規制基準又は環境確保条例における基準値(75dB又は70dB)を満足する。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>ア 列車の走行に伴う鉄道騒音<br/>列車の走行に伴う鉄道騒音の計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5m、地上からの高さが1.2mの地点の予測結果は、昼間47dB～60dB、夜間42dB～55dBであり、評価の指標である「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」(平成7年12月 環大―174号)における「新線の基準(昼間60dB、夜間55dB)」を満足する。</p> <p>イ 列車の走行に伴う鉄道振動<br/>列車の走行に伴う鉄道振動の計画線最寄り軌道中心から原則として水平方向に12.5mの地点の予測結果は、46dB～65dBであり、評価の指標である「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について(勧告)」(昭和51年3月 環大特22号)の基準(70dB)を満足する。</p> <p>(1) 工事の施行中<br/>土壌汚染のおそれのある範囲は、現在も検修庫として使用しているため土壌汚染の状況を確認することができない状態である。<br/>工事の施行に先立ち、土壌汚染対策法第4条及び環境確保条例第117条に基づく手続、調査を行う。その結果、汚染土壌が確認された場合には、同法第12条、第16条及び同条例第117条に基づき手続を行い、拡散防止対策を実施する。<br/>したがって、評価の指標である「新たな地域に土壌汚染を拡散させないこと」を満足する。</p> <p>(1) 工事の施行中<br/>ア 東海道線接続区間<br/>イ 擁壁区間及び開削トンネル区間<br/>ロ 擁壁区間及び開削トンネル区間の地盤掘削は、帯水層である東京層砂質土層 Tos・東京層礫質土層 Tog まで達しないことから、帯水層中の被圧地下水の水位及び流況に影響を与えないと予測する。</p> |
| 地盤      |  |

表1(2) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 子割・評価項目 | 評価の結論   |
|---------|---|
| 地盤      | <p>工事の施行中は、掘削側面に土留壁の構築や地盤改良等の補助工法を実施し、掘削底面も止水のための地盤改良等の補助工法を採用する計画である。よって、掘削面への地下水流出が抑制され、地下水の水位に与える影響は小さいと考えられるため、地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。また、地盤の掘削状況に応じて、切戻し等の支保工を設置し、水平方向の地盤変形を抑えるため、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>工事の着工前及び施行中に地下水水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工監理を行う計画である。さらに、事前に重要施設の管理者と十分に協議を重ねた上で、地盤変形・沈下の抑制に配慮した施工計画を検討する。</p> <p>したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下または地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(4) シールドトンネル区間</p> <p>シールド工事は、帯水層である東京層砂質土層 Tos・東京層礫質土層 Tog を掘進するが、地下水は計画線に対し横断方向に流動する傾向は小さいと考えられるため、地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の施行中は、剛性及び透水性の高いトンネル構造物を構築することにより、地盤の変形、地下水の水位へ与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の着工前及び施行中に地下水水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、シールド掘削面への潤滑剤注入量の管理や、掘削回転量の調整、掘削面からの地下水湧出の抑制など、適切な施工監理を行う計画である。さらに、事前に重要施設の管理者と十分に協議を重ねた上で、地盤変形・沈下の抑制に配慮した施工計画を検討する。</p> <p>したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下または地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>イ アークセス新線区間</p> <p>(7) 起点方擁壁区間及び閉削トンネル区間</p> <p>起点方擁壁区間及び閉削トンネル区間の掘削対象となる埋土・盛土の砂質土層 Hs の地下水は、大井ふ頭地表から地下浸透したのち、施工区間の周囲を迂回して帯水層中を広域に流動し、周辺の海洋へ湧出すると考えられるため、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の施行中は、掘削側面に土留壁の構築や地盤改良等の補助工法を実施し、掘削底面も止水のための地盤改良等の補助工法を採用する計画である。よって、掘削面への地下水流出が抑制され、地下水の水位に与える影響は小さいと考えられるため、地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。また、適切な支保工を実施することにより、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>工事の着工前及び施行中に地下水水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工監理を行う計画である。さらに、事前に重要施設の管理者と十分に協議を重ねた上で、地盤変形・沈下の抑制に配慮した施工計画を検討する。</p> <p>したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下または地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> |

表1(3) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 子割・評価項目 | 評価の結論  |
|---------|--|
| 地盤      | <p>(4) シールドトンネル区間</p> <p>シールド工事は、帯水層である埋土・盛土の砂質土層 Hs 及び江戸川層砂質土層 Es を掘進するが、これらの帯水層は十分な厚厚を有していることから、地下水はトンネル構造物の周囲を迂回して流動すると考えられ、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の施行中は、剛性及び透水性の高いトンネル構造物を構築することにより、地盤の変形、地下水の水位及び流況へ与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の着工前及び施行中に地下水水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工監理を行う計画である。さらに、事前に重要施設の管理者と十分に協議を重ねた上で、地盤変形・沈下の抑制に配慮した施工計画を検討する。</p> <p>したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下または地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(9) 終点方閉削トンネル区間</p> <p>終点方閉削トンネル区間の掘削対象となる埋土・盛土の砂質土層 Hs の地下水は、計画線周辺部から第1・第2ターミナル間の道路掘削に向けて流動していると考えられる。羽田空港新駅(仮称)周辺には、すでに京浜急行空港線や東京モノレール線の地下駅舎など既存の地下構造物が存在しているため、地下水は既存の地下構造物の周囲を迂回しながら道路掘削に向けて流動していると推定される。閉削トンネル区間は、止水性の高い地中連続壁を構築することから、地下水は既存の地下構造物に加えて、地中連続壁の周囲を迂回して、現況と同様に道路掘削へ向けて流動すると考えられる。よって、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の施行中は、掘削側面に止水性の高い地中連続壁を構築し、掘削底面に止水のための適切な補助工法を採用することにより、掘削面への地下水流出が抑制され、地下水の水位に与える影響は小さいと考えられるため、地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。また、適切な支保工を実施することにより、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>工事の着工前及び施行中に地下水水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工監理を行う計画である。さらに、事前に重要施設の管理者と十分に協議を重ねた上で、地盤変形・沈下の抑制に配慮した施工計画を検討する。</p> <p>したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下、地盤の変形はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下または地盤の変形により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(2) 工事の完了後</p> <p>ア 東海道線接続区間</p> <p>(7) 擁壁区間及び閉削トンネル区間</p> <p>擁壁区間及び閉削トンネル区間の地下構造物は、帯水層である東京層砂質土層 Tos・東京層礫質土層 Tog まで達しないことから、帯水層中の被圧地下水の水位及び流況に影響を与えないと予測する。</p> <p>工事の完了後は、地下構造物を遮水性の高いコンクリート等により構築するため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。</p> |

表 1(4) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 子割・評価項目 | 評価の結論   |
|---------|---|
| 地盤      | <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(4) シールドトンネル区間<br/>トンネル構造物の下部が帯水層である東京層砂質土層 Tos・東京層礫質土層 Tog とわずかに重なるが、地下水は計画線に対し横断方向に流動する傾向は小さいと考えられるため、地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。工事の完了後は、トンネル構造物は透水構造となったため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(7) 起点方擁壁区間及び開削トンネル区間<br/>地下構造物が設置される埋土・盛土の砂質土層 Hs の地下水は、大井ふ頭の地表から地下浸透したのち、地下構造物の周囲を迂回して帯水層中を広域に流動し、周辺の海洋へ湧出すると考えられるため、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。工事の完了後は、地下構造物を遮水性の高いコンクリート等により構築するため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(4) シールドトンネル区間<br/>トンネル構造物が帯水層である埋土・盛土の砂質土層 Hs 及び江戸川層砂質土層 Is にかかわるが、これらの帯水層は十分な厚層を有していることから、地下水はトンネル構造物の周囲を迂回して流動すると考えられる。よって、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。工事の完了後は、トンネル構造物は透水構造となったため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(7) 終点方開削トンネル区間<br/>地下構造物が設置される埋土・盛土の砂質土層 Hs の地下水は、既存の地下構造物を含めて、終点方開削トンネル及び羽田空港新駅（仮称）の周囲を迂回して、現況と同様に道路側割へ向けて流動すると考えられることから、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。工事の完了後は、地下構造物を遮水性の高いコンクリート等により構築するため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> |

表 1(5) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 子割・評価項目 | 評価の結論   |
|---------|---|
| 水循環     | <p>(1) 工事の施行中<br/>ア 東海道線接続区間<br/>（7）擁壁区間及び開削トンネル区間<br/>擁壁区間及び開削トンネル区間の地盤掘削は、帯水層である東京層砂質土層 Tos・東京層礫質土層 Tog まで達しないことから、帯水層中の被圧地下水の水位及び流況に影響を与えないと予測する。</p> <p>工事の施行中は、掘削側面に土留壁の構築や地盤改良等の補助工法を実施し、掘削底面も止水のための地盤改良等の補助工法を採用する計画であるため、掘削面への地下水湧出が抑制され、地下水の水位に与える影響は少ないと予測する。</p> <p>工事の着工前及び施行中に地下水水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工監理を行う計画である。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(4) シールドトンネル区間<br/>シールド工事は、帯水層である埋土・盛土の砂質土層 Hs 及び江戸川層砂質土層 Is を掘進するが、これらの帯水層は十分な厚層を有していることから、地下水はトンネル構造物の周囲を迂回して流動すると考えられ、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。工事の施行中は、遮水性の高いトンネル構造物を構築することにより、地下水の水位及び流況へ与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の着工前及び施行中に地下水水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、掘削面からの地下水湧出の抑制など、適切な施工監理を行う計画である。</p> <p>(7) 起点方擁壁区間及び開削トンネル区間<br/>起点方擁壁区間及び開削トンネル区間の掘削対象となる埋土・盛土の砂質土層 Hs の地下水は、大井ふ頭の地表から地下浸透したのち、施工区間の周囲を迂回して帯水層中を広域に流動し、周辺の海洋へ湧出すると考えられるため、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の施行中は、掘削側面に土留壁の構築や地盤改良等の補助工法を実施し、掘削底面も止水のための地盤改良等の補助工法を採用する計画であるため、掘削面への地下水湧出が抑制され、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の着工前及び地下水水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工監理を行う計画である。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(4) シールドトンネル区間<br/>シールド工事は、帯水層である埋土・盛土の砂質土層 Hs 及び江戸川層砂質土層 Is を掘進するが、これらの帯水層は十分な厚層を有していることから、地下水はトンネル構造物の周囲を迂回して流動すると考えられ、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。工事の完了後は、トンネル構造物は透水構造となったため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p>(7) 終点方開削トンネル区間<br/>地下構造物が設置される埋土・盛土の砂質土層 Hs の地下水は、既存の地下構造物を含めて、終点方開削トンネル及び羽田空港新駅（仮称）の周囲を迂回して、現況と同様に道路側割へ向けて流動すると考えられることから、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。工事の完了後は、地下構造物を遮水性の高いコンクリート等により構築するため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。したがって、地下水の水位及び流況の変化による地盤沈下はほとんど発生しないと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地盤沈下により周辺の建築物等に影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> |

表1(6) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 予測・評価項目 | 評価の結論  |
|---------|--|
| 水循環     | <p>これらのことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p><b>(4) 終点方開削トンネル区間</b></p> <p>終点方開削トンネル区間の掘削対象となる埋土・盛土の砂質土層 Hs の地下水は、計画線周辺部から第1・第2ターミナル間の道路掘削に向けて流動していると考えられる。羽田空港新駅(仮称)周辺には、すでに京浜急行空港線や東京モノレール線の地下駅舎など既存の地下構造物が存在しているため、地下水は既存の地下構造物の周囲を迂回しながら道路掘削に向けて流動していると推定される。開削トンネル区間は、止水性の高い地中連続壁を構築することから、地下水は既存の地下構造物に加え、地中連続壁の周囲を迂回して、現況と同様に道路掘削に向けて流動すると考えられる。よって、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の施行中は、掘削側面に止水性の高い地中連続壁を構築し、掘削底面に止水のための適切な補助工法を採用することにより、掘削面への地下水湧出が抑制され、地下水の水位に与える影響はほとんどないと予測する。</p> <p>工事の着工前及び施行中に地下水位観測・地盤変位等のモニタリングを実施し、適切な施工監理を行う計画である。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p><b>(2) 工事の完了後</b></p> <p><b>ア 東海道線接続区間</b></p> <p><b>(7) 擁壁区間及び開削トンネル区間</b></p> <p>擁壁区間及び開削トンネル区間の地下構造物は、帯水層である東京層砂質土層 Tos・東京層礫質土層 Tog まで達しないことから、帯水層中の被圧地下水の流況に影響を与えないと予測する。</p> <p>工事の完了後は、地下構造物を遮水性の高いコンクリート等により構築するため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p><b>(4) シールドトンネル区間</b></p> <p>トンネル構造物の下部が帯水層である東京層砂質土層 Tos・東京層礫質土層 Tog とわずかに重なるが、地下水は計画線に対し横断方向に流動する傾向は小さいと考えられるため、地下水の流動阻害はほとんど発生せず、地下水の流況に与える影響は小さいと予測される。</p> <p>工事の完了後は、トンネル構造物は遮水構造となるため、計画線内への地下水湧出はほとんどないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p><b>イ アラセス新線区間</b></p> <p><b>(7) 起点方擁壁区間及び開削トンネル区間</b></p> <p>地下構造物が設置される埋土・盛土の砂質土層 Hs の地下水は、大井ふ頭の地表から地下浸透したのち、地下構造物の周囲を迂回して帯水層中を広域に流動し、周辺の海洋へ湧出すると考えられるため、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の完了後は、地下構造物を遮水性の高いコンクリート等により構築するため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。</p> |

表1(7) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 予測・評価項目 | 評価の結論  |
|---------|--|
| 水循環     | <p>これらのことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p><b>(4) シールドトンネル区間</b></p> <p>トンネル構造物が帯水層である埋土・盛土の砂質土層 Hs 及び戸川層砂質土層 Es にかかわるが、これらの帯水層は十分な厚さを有していることから、地下水はトンネル構造物の周囲を迂回して流動すると考えられる。よって、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の完了後は、トンネル構造物は遮水構造となるため、計画線内への地下水湧出はほとんどないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p><b>(4) 終点方開削トンネル区間</b></p> <p>地下構造物が設置される埋土・盛土の砂質土層 Hs の地下水は、既存の地下構造物を含めて、終点方開削トンネル及び羽田空港新駅(仮称)の周囲を迂回して、現況と同様に道路掘削に向けて流動すると考えられることから、地下水の流況に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>工事の完了後は、地下構造物を遮水性の高いコンクリート等により構築するため、計画線内への地下水湧出はほとんど発生しないと考えられることから、地下水の水位に与える影響は小さいと予測する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「地下水の水位及び流況に著しい影響を及ぼさないこと」を満足する。</p> <p><b>(1) 工事の完了後</b></p> <p><b>ア 主要な景観の構成要素の改変及びその改変による地域景観の特性の変化の程度</b></p> <p>事業区間及びその周辺の現在の状況は、東海道線接続区間では、田町駅前を中心に再開発事業が進み、高層建築物やオフィスビル、住宅が立ち並び、また、在来線や東海道新幹線等の鉄道施設も都市的景観資源の一部となっている。現在、東海道線が走行している位置に、計画路線が地平、掘削、地下構造で建設されるが、他の在来線と融合し、地域の景観特性の変化はないと考える。</p> <p>大塚線改修区間においては、景観の変化が生じる鉄道施設を新たに設置しない。</p> <p>東京貨物ターミナル内改良区間における留置線等の新たな鉄道施設は、周辺の事業所、倉庫等の高さを上回ることはなく、その周辺の景観資源と融合し、地域景観の特性は、ほとんど変化しないものと考ええる。</p> <p>アラセス新線区間における新たな鉄道施設の高さは、起点方の換気施設等で約15m、羽田空港新駅(仮称)付近の換気施設等で約30mであり、周辺の工場や事業所、空港施設等の高さを上回ることはないため、事業区間及びその周辺の景観資源と融合し、地域景観の特性は、ほとんど変化しないものと考ええる。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「形態・意匠は突出したものを避け、臨海部の景観や周辺線景との調和を図ること」を満足する。</p> <p><b>イ 代表的な眺望地点からの眺望の変化</b></p> <p>代表的な眺望地点からの眺望は、中高層建築物、鉄道施設、空港施設、運河等といった景観資源から構成されている。その中に新たな鉄道施設が加わるため、眺望の変化が認められるものの、周辺の建築物等の高さを大きく上回るものではなく、周辺状況と一体となった景観になる。</p> <p>事業の実施に当たっては、鉄道施設の形状等は周辺環境になじむよう環境保全のための措置を実施する。</p> <p>これらのことから、評価の指標である「形態・意匠は突出したものを避け、臨海部の景観や周辺線景との調和を図ること」を満足する。</p> |
| 景観      |  |

表1(8) 環境に及ぼす影響の評価の結論

| 予測・評価項目 | 評価の結論  |
|---------|--|
| 史跡・文化財  | (1) 工事の施行中<br>事業の実施により、周知の埋蔵文化財包蔵地を直接改変することはないが、掘削工事等で同様の埋蔵文化財が発見される可能性があるため、文化財保護法等に基づき、あらかじめ関係機関と協議し、必要な措置を講じる。<br>また、新たに埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法等に基づき遅滞なく関係機関と協議し、適切に対応する。<br>これらのことから、評価の指標である「文化財保護法等に定められた規定を遵守すること」を満足する。 |
| 廃棄物     | (1) 工事の施行中<br>建設廃棄物及び建設発生土について、可能な限り再利用及び資源化に努めるとともに、関係法令を遵守し、適正に処理する。<br>また、再生利用が困難な建設廃棄物及び建設発生土について、関係法令を遵守し、適正に処理する。<br>これらのことから、評価の指標である「廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に定める事業者の責務」を満足する。  |

●東京都告示第千四百四十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)(第四十六条第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和四年八月八日

東京都知事 小池百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 短期入所

| 申請者の名称        | 事業所の名称       | 事業所の所在地    | 廃止年月日     |
|---------------|--------------|------------|-----------|
| 特定非営利活動法人ぼれっと | しぶや・ぼれっとホーMS | 渋谷区東2-11-4 | 令和2年9月30日 |

サービスの種類 就労移行支援

| 申請者の名称      | 事業所の名称     | 事業所の所在地                    | 廃止年月日     |
|-------------|------------|----------------------------|-----------|
| 一般社団法人たすけあい | たすけあい墨田事業所 | 墨田区文花1-24-2 MUSASHIBLD. 3階 | 令和4年5月31日 |

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第八十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和四年八月八日

東京都選挙管理委員会

二二九、九四六

●東京都選挙管理委員会告示第八十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和四年八月八日

東京都選挙管理委員会

一、五三七、一五七

●東京都選挙管理委員会告示第八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和四年八月八日

東京都選挙管理委員会

選挙区名 数

|         |         |
|---------|---------|
| 千代田区選挙区 | 18,157  |
| 中央区選挙区  | 46,399  |
| 港区選挙区   | 68,121  |
| 新宿区選挙区  | 91,875  |
| 文京区選挙区  | 61,749  |
| 台東区選挙区  | 56,968  |
| 墨田区選挙区  | 77,755  |
| 江東区選挙区  | 137,515 |
| 品川区選挙区  | 113,021 |
| 田黒区選挙区  | 78,356  |
| 大田区選挙区  | 169,490 |
| 世田谷区選挙区 | 195,434 |
| 渋谷区選挙区  | 64,348  |
| 中野区選挙区  | 94,585  |
| 杉並区選挙区  | 147,849 |
| 豊島区選挙区  | 77,254  |
| 北区選挙区   | 96,624  |
| 荒川区選挙区  | 57,206  |
| 板橋区選挙区  | 145,652 |

|          |         |
|----------|---------|
| 練馬区選挙区   | 169,984 |
| 足立区選挙区   | 161,667 |
| 葛飾区選挙区   | 127,329 |
| 江戸川区選挙区  | 159,806 |
| 八王子市選挙区  | 145,710 |
| 立川市選挙区   | 51,743  |
| 武蔵野市選挙区  | 41,677  |
| 三鷹市選挙区   | 53,086  |
| 青梅市選挙区   | 37,527  |
| 府中市選挙区   | 72,166  |
| 昭島市選挙区   | 31,671  |
| 町田市選挙区   | 120,608 |
| 小金井市選挙区  | 34,723  |
| 小平市選挙区   | 53,786  |
| 日野市選挙区   | 52,302  |
| 西東京市選挙区  | 57,196  |
| 西多摩選挙区   | 68,840  |
| 南多摩選挙区   | 67,187  |
| 北多摩第一選挙区 | 85,984  |
| 北多摩第二選挙区 | 57,112  |
| 北多摩第三選挙区 | 90,111  |
| 北多摩第四選挙区 | 53,816  |
| 島部選挙区    | 6,940   |

公 告

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出に  
ついで

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下

「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年八月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和四年八月八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 (仮称) ライフ梅島店
- 二 店舗所在地 足立区梅島一丁目十三番五ほか
- 三 設置者名 株式会社ライフコーポレーション
- 四 設置者住所 中央区日本橋本町三丁目六番二号
- 五 小売業を行う者の氏名又は名称 株式会社ライフコーポレーション
- 六 新設をする日 令和五年三月九日
- 七 店舗面積の合計 千八百平方メートル
- 八 駐車場の位置及び収容台数 店舗内 十二台
- 九 駐輪場の位置及び収容台数 店舗内 九十一台
- 十 荷さばき施設の位置及び面積 店舗内 八十九平方メートル
- 十一 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 店舗内 十・二八立方メートル

- 十二 小売業を行う者の開店時刻 午前八時
- 十三 小売業を行う者の閉店時刻 翌午前一時
- 十四 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前七時三十分から翌午前一時三十分まで
- 十五 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 一箇所 店舗北東側
- 十六 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十一時まで
- 十七 届出日 令和四年七月八日
- 十八 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十九 縦覧期間 令和四年八月八日から同年十二月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 二十 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年八月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年八月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 吉田ビル

二 店舗所在地 足立区鹿浜七丁目二番一号

三 設置者名 吉田 敬三

四 設置者住所 足立区鹿浜七丁目十七番一七〇号

五 変更前の設置者住所 足立区鹿浜七丁目二番一号

六 変更後の設置者住所 足立区鹿浜七丁目十七番一七〇号

七 変更前の小売業者の氏名又は名称 株式会社コモデイイイダ

八 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社コモデイイイダ

九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社コモデイイイダ

十 変更前の小売業者の代表者名 岩崎 吉春

十一 変更後の小売業者の代表者名 飯田 武男

十二 変更日 令和四年四月二十六日ほか

十三 届出日 令和四年七月八日

十四 縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

十五 縦覧期間

令和四年八月八日から同年十二月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十六 縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和四年八月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するように提出してください。

令和四年八月八日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

アトレ品川

港区港南二丁目十八番一号

東日本旅客鉄道株式会社

四 設置者住所

渋谷区代々木二丁目二番二号 敷地内西側 八十台

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数

敷地内西側ほか 八十台

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数

令和五年四月一日

七 変更日

令和四年七月二十日

八 届出日

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

九 縦覧場所

令和四年八月八日から同年十二月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十 縦覧期間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

十一 縦覧時間

吉田ビル

一 店舗名

二 店舗所在地

三 設置者名

四 設置者住所

五 変更前の駐車場の位置及び収容台数

六 変更後の駐車場の位置及び収容台数

七 変更前の駐車場の位置及び収容台数

八 変更後の駐車場の位置及び収容台数

九 変更前の荷さばき施設の位置及び面

足立区鹿浜七丁目二番一号

吉田 敬三

足立区鹿浜七丁目十七番一七〇号

店舗南東側ほか 四十二台

店舗東側 四十二台

店舗南側 百四十三台

店舗南側ほか 九十四台

店舗内ほか 百十六平方メートル

積

十 変更後の荷さばき施設の位置及び面積  
店舗北西側 七十平方メートル

十一 変更前の廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗内 二十七・九六立方メートル

十二 変更後の廃棄物等の保管施設の位置及び容量  
店舗内 十六・六〇立方メートル

十三 変更前の閉店時刻  
午後十時四十五分ほか

十四 変更後の閉店時刻  
午後十時

十五 変更前の乗客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時四十五分から午後十一時まで

十六 変更後の乗客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前八時三十分から午後十時三十分まで

十七 変更前の駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
四箇所 店舗南東側ほか

十八 変更後の駐車場の自動車の出入口の数及び位置  
二箇所 店舗東側

十九 変更前の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後九時まで

二十 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前六時から午後十時まで

ことができる時間帯

二十一 変更日  
令和五年九月一日

二十二 届出日  
令和四年七月八日

二十三 縦覧場所  
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

二十四 縦覧期間  
令和四年八月八日から同年十二月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十五 縦覧時間  
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定価  
本号  
一箇月 六、六〇〇円  
三〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

